

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー  
電気発電の促進に関する法律に基づく  
山都町農山村再生可能エネルギー基本計画

平成29年6月8日  
令和3年4月14日改定  
熊本県山都町

## 目 次

1. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する方針
  2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
  3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模
  4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項
  5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する事項
  6. 自然環境の保全と調和その他の農山村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項
  7. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価
  8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復
  9. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項
- <別添>山都町内での風力発電事業実施に係る山都町再生可能エネルギー促進による農山村活性化協議会での申し合わせ事項
- <別紙>再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

## 1. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する方針

本町は、南阿蘇外輪山から九州脊梁山地までを圏域とした九州のほぼ中央に位置する県内屈指の面積544.67km<sup>2</sup>を有する町である。町域の約7割を山林が占めており、なだらかな高原状を呈している北部と九州山地が連なる南部、これらを通る緑川、五ヶ瀬川の清流が起伏に富んだ独特の溪谷美を形成している。

本町においては、このような自然環境が育む矢部茶や高冷地野菜、ブルーベリーなどの果樹、畜産等の数多くの特産品を有する農林業が基幹産業となっており、国の重要文化財に指定されている「通潤橋」や、その完成によって形成された「通潤用水と白糸台地の棚田景観」（平成20年7月国の重要文化的景観に選定）、農村文化の象徴である「清和文楽人形芝居」（県指定重要無形文化財）や「神楽」など、伝統ある農山村文化を形成してきた。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が顕著であり、集落の維持や地域活力の低下が危惧されている。農林業においては、有害鳥獣被害や担い手の減少による農業生産額や林業産出額の減少、高齢化に伴う労働力不足により農地、森林の荒廃も懸念されている。

このような中、町では人口減少やそれから派生する様々な地域の課題を皆で解決し乗り越えて行くこととして、第2次山都町総合計画を平成27年3月に策定したところである。5つの基本目標を定め、そのひとつとして「『山の都』での暮らしを守る環境づくり」を掲げており、豊かな自然環境を守るとともに、豊富な資源を用いて再生可能エネルギーとして有効に活用することを目指している。

町内には豊富な資源があるが、再生可能エネルギー源として十分に活用されていない状況である。熊本県が行った調査（平成23年度農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業報告書案）によると、本町における未利用資源活用による再生可能エネルギーの年間発電可能電力量として、耕作放棄地での風力発電が71,813Mwh、林地での木質バイオマス発電が5,205MWhなど、本町で導入されていない風力発電等の可能性が示されているところである。

以上のことから、本町の地域のエネルギー資源を農林業との調和を図りながら発電事業に活用し、地域活力の向上と農林業の活性化に結び付けることにより、本町の活性化につなげるものとする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目		面積	備考
		登記簿	現況		
A	山都町長谷字峠 2016-1	原野	採草放牧地	357,024 m <sup>2</sup>	整備を促進する区域の一部を風力発電所用地として利用
	山都町長谷字峠 2016-4	原野	採草放牧地	9,917 m <sup>2</sup>	
	山都町長谷字峠又 2016	原野	採草放牧地	442 m <sup>2</sup>	
	山都町長谷字峠又 2011	原野	採草放牧地	902 m <sup>2</sup>	
	山都町長谷字峠又 2012	原野	採草放牧地	684 m <sup>2</sup>	
合計				368,969 m <sup>2</sup>	

※当該区域は現在地籍調査中であり、2016-1 と 2016-4 が合筆した「山都町長谷字峠 2016-1 (374,776 m<sup>2</sup>)」が地籍調査完了後の区域となる予定である。

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	7,470kW	2,490kW×3基

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

「農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域」とは、再生可能エネルギー発電設備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集積化を行う場合に設定するが、本町においては、本計画策定時点では該当する区域を設定しない。

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組の内容	備考
A	再生可能エネルギー発電によって得られる売電収入の一部を受け入れて基金を造成し、地域の農林業の健全な発展のために活用することとする。 また、活用事業については必要に応じて見直しを行うこととし、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山村の地域振興を目指すこととする。	

6. 自然環境の保全と調和その他の農山村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

町域の約7割を山林が占めており、なだらかな高原状を呈している北部と九州山地が連なる南部、これらを通る緑川、五ヶ瀬川の清流が起伏に富んだ独特の峡谷美を形成し、多くの動植物の生息・生育場所となっている。

再生可能エネルギー発電設備の整備の際には、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、自然改変を最小限に留めるとともに、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮するものとする。

また、下記の事項についても配慮すること。

- ・風力発電機の発電機の搬入においては極力既存の道路を使用し、改変面積を極力少なくすること。
- ・法面勾配等を適切に設計し、降雨時の斜面崩壊等を防止する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、町には、国の重要文化財に指定されている「通潤橋」、菅迫田や峰棚田などの棚田景観等、歴史的価値の高い農業遺産や個性ある美しい景観がつけられて

いることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うとともに、山都町景観づくり条例及び山都町景観計画に則したものとする。

また、下記の事項についても配慮すること。

- ・風車は目立たない環境融和塗色（灰白色など）とすること。
- ・九州自然歩道の利便性が損なわれないよう留意すること。

### （３）周辺住民の生活環境に対する配慮

再生可能エネルギー発電設備の種類によっては、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから十分配慮するとともに、著しい影響が予測・確認された場合は、撤去も含めて改善策を講ずるものとする。

## 7. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

### （１）目標

令和5年度までに、地域の農林業の健全な発展に資する取り組みを行う風力発電の再生可能エネルギー発電設備を7,470kW導入（設備整備計画の認定件数1件）することを目指すこととする。

### （２）目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組）を調査し、設備整備計画の進捗を確認することとする。目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

## 8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備者が直ちに土地の原状を回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担するものとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されない時の損害賠償や土地の貸借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

## 9. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### （１）ホームページ等による周知

基本計画に基づく取り組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報誌等により広く周知する。

### （２）設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画の実施が確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

る。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

### **(3) 設備整備計画の認定の取り消し**

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、本町の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

### **(4) 区域外の関係者との連携**

本町及び再生可能エネルギー発電事業者、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

## <別添>

### 山都町内での風力発電事業実施に係る山都町再生可能エネルギー促進による農山村活性化協議会での 申し合わせ事項

#### (1) 目的

この申し合わせ事項は、農林業の健全な発展と、自然と調和のとれた風力発電事業を推進するために、山都町内で風力発電事業を希望する事業者の遵守すべき事項を定め農山村活性化を図るための指針として整理するものである。

#### (2) 事業者が配慮すべき申し合わせ事項

##### ①地域住民への説明について

- ・事業計画について、地域住民に対し必要に応じて十分な説明を行い、理解を得ること。また、地域住民からの意見要望に対し誠意を持って対応すること。

##### ②環境、景観について

- ・法に定めのない規模であっても、一般社団法人 日本風力発電協会が定める自主アセスの項目を参考に環境影響調査項目を選定し、実施すること。
- ・事業実施後の地域内での意見要望に対しても誠意を持って対応すること。

##### ③農林業との関連について

- ・農林業者とは「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく山都町農山村再生可能エネルギー基本計画」の定めるところにより事業調整を図ること。
- ・町道、農道等を設備設置工事及びメンテナンス等で利用する場合は、具体的な計画を作成し関係者と十分協議すること。また、工事計画について必要に応じて地域住民への十分な説明を行うこと。

##### ④事業終了時の撤去計画や土地利用計画の調整について

- ・土地の借地契約の際は、事業終了後の撤去計画やその後の土地利用計画も含めて地権者等と調整すること。